

座間市がん患者医療用補整具購入等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、がん患者が治療に伴う身体の外見の変化を補完するため、医療用補整具を購入し、又は賃借するに際し、本人又はその家族の金銭的負担を軽減するため、その費用の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となる補正具)

第2条 助成の対象となる医療用補整具（以下「補整具」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 医療用ウィッグ（頭皮保護用ネット、保管容器、ウィッグスタンド、くし、クリーナー等の付属品を含む。）
- (2) 胸部補整具（人工乳房の保管容器、皮膚保護剤、接着剤、接着除去剤等の付属品を含む。）

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者
- (2) 頭髪が抜けることを伴うがん治療を受け、若しくは受けたことがある者又は乳房の切除を伴う治療を受けた者
- (3) 補整具の購入又は賃借（以下「購入等」という。）をした者

(助成の額)

第4条 助成の額は、補整具の購入等の費用に10分の9を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、それぞれ3万円を上限として合算した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、既に他の公的な制度において費用の助成等を受けている場合は、その費用を購入の額から差し引いた額をもって、購入等の費用とするものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 助成対象者
- (2) 助成対象者と同一世帯である者

2 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補整具の購入等をした日の翌日から起算して1年以内に、座間市がん患者医療用補整具購入等助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 助成対象者が当該治療を受けたことを証する診断書、診療明細書、治療方針計画書等の

書類

- (2) 補整具の購入等に係る領収書
- (3) 既に他の公的な制度において、費用の助成金等を受けている場合にあっては、その詳細が分かる書類
- (4) 前項第2号に該当する者が申請者である場合にあっては、申請者及び助成対象者が属する世帯全員の住民票の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 申請は、同一の治療につき1回までとする。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条第2項に規定する申請があった場合は、交付の可否を決定し、交付を決定したときにあっては座間市がん患者医療用補整具購入等助成金交付決定通知書（第2号様式）を、不交付を決定したときにあっては座間市がん患者医療用補整具購入等助成金不交付決定通知書（第3号様式）を申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、座間市がん患者医療用補整具購入等助成金請求書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により請求があったときは、速やかに交付するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は市長が助成金の返還の必要があると認めたときは、助成金の全部又は一部の返還を交付決定者に命じることができる。

(実施細目)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に購入等をした補整具について適用する。